

浜松市公告第 317 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 12 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新橋ショッピングセンター
浜松市中央区新橋町398番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社スズキビジネス
代表取締役 宮川勇
浜松市篠原町21339番地

(変更後) 株式会社スズキビジネス
代表取締役 鈴木敏明
浜松市中央区篠原町21339番地

(2) 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙「小売業者（新旧対照）一覧表」のとおり
(変更後) 別紙「小売業者（新旧対照）一覧表」のとおり

3 変更の年月日

(1) 令和8年4月1日
(2) 別紙「小売業者（新旧対照）一覧表」のとおり

4 変更する理由

設置者の代表者変更のため ほか

5 届出日

令和 8 年 5 月 7 日